

群馬県文化振興に関する基本条例検討懇談会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、群馬県文化振興に関する基本条例検討懇談会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 群馬県は、「(仮称)群馬県文化振興条例」の内容等について検討していただくため、群馬県文化振興に関する基本条例検討懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(検討事項)

第3 懇談会は、次の事項について検討する。

- 一 群馬県の文化振興のあり方について
- 二 文化振興における県の役割について
- 三 「(仮称)群馬県文化振興条例」の内容について

(構成)

第4 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第5 懇談会に座長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 懇談会に座長代理を置き、座長が委員の中から指名する。
- 4 座長代理は、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、群馬県生活文化部文化振興課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月8日から施行する。

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

別表

	職 名 等	氏 名
委 員	株式会社A-line代表取締役	朝岡 伸江
委 員	群馬県書道協会会長	天田 研石
委 員	群馬県伝統歌舞伎保存協議会会長	小野 信太郎
委 員	群馬県立女子大学群馬学センター教授	熊倉 浩靖
委 員	中之条ビエンナーレ実行委員長	桑原 かよ
委 員	上毛新聞社TAKATAI編集室編集長	桑原 高良
委 員	きりゅう市民活動推進ネットワーク事務局長	近藤 圭子
委 員	シネマテークたかさき支配人	志尾 睦子
委 員	群馬県美術会会長	田中 朝庸
委 員	群馬県文化協会連合会会長	樽井 哲
委 員	群馬県茶道会会長	千吉良 覺
委 員	群馬県写真文化協会会長	角田 行生
委 員	群馬県柔道連盟会長	富澤 政信
委 員	日本ピアノホールディング株式会社代表取締役	中森 隆利
委 員	上三原田歌舞伎舞台操作伝承委員会事務局長	星野 敬太郎
委 員	群馬県華道協会会長	三津間 弘

(委員数16名、氏名の五十音順)